# 令和７年度弘前市雇用就農促進支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、雇用就農者の雇用安定と就農直後２年目までの技術定着を図り、市の基幹産業である農業の担い手の確保・育成を促進することを目的に、令和７年度予算の範囲内において、弘前市雇用就農促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成１８年弘前市規則第５７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 雇用就農資金事業　雇用就農資金等実施要綱（令和７年３月３１日付け６経営第２４１２号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記１第２の１に定める雇用就農促進支援の事業をいう。

(2) 雇用就農者　実施要綱別記１第４の１の（２）に定める要件を全て満たす者をいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、雇用就農者を雇用する、市内に住所を有する農業者又は市内に本店を置く農業法人とする。ただし、令和５年度及び令和６年度において納付すべき市税等を滞納している者を除く。

２　前項の市税等とは、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

(1) 申請者が個人である場合　申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに申請者に賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(2) 申請者が法人である場合　申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）

（補助対象期間）

第４条　補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、雇用就農資金事業の助成期間の開始月又は令和７年４月のいずれか遅い月から、雇用就農資金事業の助成期間の開始月から起算して２４月を経過した月又は令和８年３月のいずれか早い月までの期間とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が雇用就農資金事業の助成を受けて雇用就農者に対して農業経営や農業技術等の研修を実施する事業（以下「補助事業」という。）に必要な給与、旅費及び消耗品費とする。

２　補助金の額は、補助事業の対象となる雇用就農者１人につき、５０，０００円に補助対象期間の月数を乗じて得た額又は補助対象期間における補助対象経費の合計額から実施要綱別記１第４の４（２）アに規定する助成額を控除した額のいずれか少ない額以内の額とする。

（交付申請）

第６条　規則第３条の補助金等交付申請書は、令和７年度弘前市雇用就農促進支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 収支予算書（様式第３号）

(3) 補助事業の対象となる雇用就農者の雇用事実を確認できる書類（雇用保険被保険者証明書等）の写し

(4) 雇用就農資金申請書の写し

(5) 雇用就農資金事業に係る採択通知書又は交付決定通知書の写し

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　第１項の申請書の提出期限は、令和８年２月２７日とする。

（交付の条件）

第７条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第５条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業について、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ令和７年度弘前市雇用

就農促進支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出して、その承認を受けること。

ア　交付決定額から増額となる場合

イ　交付決定額から３割を超えて減額となる場合

ウ　雇用就農者が休職し、又は退職する場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和７年度弘前市雇用就農促進支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第８条　規則第６条の補助金等交付決定通知書は、令和７年度弘前市雇用就農促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第６号）とする。

（変更交付決定）

第９条　市長は、第７条第１号の規定による変更を承認したときは、令和７年度弘前市雇用就農促進支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第７号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第１０条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して１４日を経過した日とする。

（状況報告）

第１１条　補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和７年度弘前市雇用就農促進支援事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条　規則第１２条の補助事業等実績報告書は、令和７年度弘前市雇用就農促進支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第９号）とする。

２　前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第１０号）

(2) 収支決算書（様式第１１号）

(3) 研修を実施したことがわかる書類（研修記録、作業日誌等）の写し

(4) 支払実績が確認できる書類（賃金台帳その他給与の支払い状況がわかるものの写し、領収書等の写し）

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　第１項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第７条第２号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して３０日を経過した日又は令和８年４月３０日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第１３条　規則第１３条の補助金等交付額確定通知書は、令和７年度弘前市雇用就農促進支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第１２号）とする。

（補助金の請求等）

第１４条　補助金の請求は、令和７年度弘前市雇用就農促進支援事業費補助金請求書（様式第１３号）を市長に提出して行うものとする。

２　補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して３０日以内に口座振替により交付する。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和７年度の補助事業について適用する。